

	料金体系図	料金体系の仕組
単純従量制	<p>①排出量単純比例型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量に応じて、排出者が手数料を負担。</li> <li>・単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定。</li> <li>・手数料は、 [ごみ袋 1 枚当たりの手数料単価] × [使用のごみ袋の枚数]</li> <li>・均一従量制</li> </ul>
	<p>○制度が単純でわかりやすい。</p> <p>○排出者ごとの排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</p> <p>●料金水準が低い場合は、排出抑制につながらない可能性がある。</p> <p>●全国のほとんどの自治体で採用している方式である。</p>	
超過従量制	<p>②排出量多段階比例型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量に応じて、排出者が手数料を負担。</li> <li>・排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる。</li> <li>・累進従量制</li> </ul>
	<p>○排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</p> <p>●排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、運用に要する費用が増す。</p>	
	<p>③定額制従量制併用型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額。</li> <li>・排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担。</li> </ul>
	<p>○一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制となる。</p> <p>○一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。</p> <p>●排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、運用に要する費用が増す。</p> <p>●一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減する動機付けが働きにくい。</p>	
<p>④一定量無料型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量が一定量となるまでは手数料が無料。</li> <li>・排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担。</li> <li>・ごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、さらに必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入。</li> </ul>	
<p>○一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制となる。</p> <p>●排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、運用に要する費用が増す。</p> <p>●一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制する動機付けが働きにくい。</p>		
<p>⑤負担補助組合せ型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量が一定量となるまでは手数料が無料。</li> <li>・排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担。</li> <li>・排出量が一定量以下となった場合は、排出抑制の量に応じて排出者に還元。</li> </ul>	
<p>○一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制となる。</p> <p>○排出者に還元されるため、「④一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。</p> <p>●排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、運用に要する費用が増す。</p>		